

深刻な人手不足の中で求められる雇用要件等が、制度の活用を躊躇する要因になっているとの指摘を踏まえ、抜本的な拡充を実現する。

(3) 下請取引適正化に向けた取組拡大

- 適正取引や付加価値向上の浸透・徹底を図るため、下請法運用基準の改正、下請代金の現金払い原則化の要請及び業種別自主行動計画の実施状況などの的確なフォローアップを行う。また、これらを踏まえた改善状況の大規模調査（6万社超）を本年度中に実施するとともに、下請Gメンによる聞き取り調査（2千社超）等を行い、必要に応じて自主行動計画の見直しなどを、年度内を目途に要請する。併せて、自主行動計画や下請ガイドラインの策定業種の拡大（自主行動計画：8業種→12業種）を図る。

(4) 中小企業等を支援する機関の機能強化

- 中小企業・小規模事業者の身近な支援機関（土業、地域金融機関、商工会・商工会議所等）の能力向上や連携強化のための必要な措置を講じるとともに、支援内容の事業者目線での「見える化」を推進する。また、商工会・商工会議所の支援を受けて、販路開拓等に取り組む小規模事業者を支援する。
- 金融機関が、過度に担保・保証に依存せず事業性評価融資や生産性向上に向けた経営支援（経営者保証ガイドライン等の活用を含む）に十分に取り組むよう、金融仲介機能の適切な発揮を促す。金融仲介の発揮状況を表す客観的な指標群（KPI）の来年夏までの策定・公表、地域経済活性化支援機構（REVIC）・日本人材機構による人材・ノウハウ支援、適切な役割分担の下での公的・民間金融の連携・協力の推進、金融機関とREVIC等の協働によるエクイティ資金の供給など、施策を強化する。また、将来にわたる地域金融の健全性と金融仲介機能の発揮のため、地域金融機関に対する検査・監督を強化するとともに、金融機関の競争の在り方等について早期に検討を開始する。

(5) 地域中核企業等による地域経済の活性化

- 地域未来投資促進法を活用し、全国で幅広く地域経済牽引事業が実施されるよう、3年で2000社程度の支援を目指す。各省連携により、具体的な案件を掘り起こし、予算、金融、規制の特例等の支援策について必要な強化を図り、研究開発、設備投資など、地域経済牽引事業を集中的・効果的に支援する。これに向け、ビッグデータや自治体等の推薦を踏まえ、地域経済牽引事業の担い手の候補となる地域の中核企業2000社程度（「地域未来

牽引企業」)を年内に選定・公表する。

- クールジャパンの推進や地域資源を活かしたまちづくり等を通じて、地域の強みを生かしながら外需を域内に取り込む取組を支援する。
- シェアリングエコノミーや地域密着型のI.O.Tを活用した地域課題解決や地域活性化を図るため、地域の優良事例の創出と全国展開に向けた総合的支援や通信環境の整備を行う。

(6) 地方創生の推進

- 地方創生について、産官学金等の連携を図りつつ、中小企業・小規模事業者や地方公共団体などあらゆるプレーヤーが参画して、地方におけるSociety 5.0に向けた生産性革命の取組を推進する。
- 地方公共団体が進めている地方版総合戦略に基づく自主的・主体的な地域拠点づくり等の事業について、地方の事情を尊重しながら、生産性革命につながる先導的な施設整備等の取組を進める。

(7) 中小企業向けの特許料金の一律半減

- 全ての中小企業の特許料金を半減する。このための法案を次期通常国会に提出する。

2. 企業の収益性向上・投資促進による生産性革命

(1) 賃上げ及び設備・人材投資の加速

- 集中投資期間中、賃上げや設備投資に積極的な企業に対しては、法人の利益に対する実質的な税負担を、国際競争において十分に戦える程度まで軽減する。特に人材投資に真摯に取り組む企業については負担軽減を深掘りする。さらに、賃上げを行いつつ、革新的な技術を用いて生産性の向上に果敢に挑戦する企業に対しては、実質的な税負担を、思い切って世界で打ち勝つことができる程度まで軽減する。他方、企業収益が過去最高となる中で、賃上げや投資に消極的な企業に対しては、果断な経営判断を促すための税制措置を講じる。

(2) コーポレート・ガバナンス改革

- 「スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議」での検討を踏まえ、2018年6月の株主総会シーズンまでに、投資家と企業の対話の深化を通じ、企業による以下の取組を促すための「ガイダンス」を策定するとともに、必要なコーポレートガバナン

ス・コードの見直しを行う。

- ・ 経営環境の変化に応じた、事業からの撤退・売却を含む、事業ポートフォリオの機動的な組替えなどの果斷な経営判断（その際、例えば、事業ポートフォリオの見直しに関する方針や実効的な見直しプロセスの確立及びその説明を促進）
- ・ 内部留保とともに増加傾向にある企業が保有する現預金等の資産の設備投資、研究開発投資、人材投資等への有効活用
- ・ 独立した指名・報酬委員会の活用を含め、CEOの選解任・育成及び経営陣の報酬決定に係る実効的なプロセスの確立、並びに、経営陣に対する独立社外取締役による実効的な監督・助言
- ・ 政策保有株式の縮減に関する方針の明確化及び政策保有株式の縮減・売却に対する「保有させている側」の理解
- ・ 企業年金のアセットオーナーとして期待される機能の發揮及び母体企業による支援
- ESG（環境、社会、ガバナンス）投資の重要性に鑑み、環境情報等の企業経営に係る情報開示基盤の整備、投資家と企業が対話する「統合報告・ESG対話フォーラム（仮称）」等の速やかな創設を行う。

（3）大胆な事業再編の促進

- 企業の事業再編を促進するため、リスクマネーの供給強化や、大胆な事業再編を行う際の株式対価M&Aの促進に必要な措置を講じる。

3. Society 5.0 の社会実装と破壊的イノベーションによる生産性革命

（1）規制の「サンドボックス」の制度化

- 現行の規制では想定していなかった新技術や新たなビジネスモデルについて、分野・省庁横断的な推進体制の下での一定の手続を通じ、参加者や期間を限定することにより関連規制が直ちに適用されない環境の下で実証を行うことができるなど内容とするプロジェクト型の規制の「サンドボックス」を創設するための法案を次期通常国会に提出する。
- 自動走行、小型無人機その他近未来技術や第4次産業革命の実現に関する実証実験を、特区内に地域限定型のサンドボックスを設け、より迅速・円滑に実現できるよう、監視・評価体制を設けて事後チェックを強化しつつ、事前規制の合理化を図ることを内容とする国家戦略特別区域法の改正法案を次期通常国会に提出する。

- Society 5.0 の社会実装を政府横断的に強力に推進する一元的な体制を構築し、プロジェクト型と地域限定型のサンドボックスについて、内外の民間事業者からの提案を幅広く一元的に受け付け、両者の戦略的な連携を図る。

(2) 第4次産業革命の社会実装と生産性が伸び悩む分野の制度改革等

①自動走行

- 無人自動走行による移動サービスを2020年に実現すること、高速道路でのトラック隊列走行を早ければ2022年に商業化することを目指し、公道実証プロジェクトの実施、実証の成果・データの関係者間での共有、必要な制度・インフラ整備等を計画的に行う。
- 2020年頃の高度な自動走行の事業化を目指し、安全基準や交通ルール、事故時の責任関係など、政府全体の制度整備の方針を、本年度中に大綱としてとりまとめる。
- 自動走行技術に係る各事業者の協調領域の深化・拡大と競争力強化の観点から、本年度中に、コア技術である認識・判断技術の開発を加速する走行映像・事故データ等の収集・活用方針を取りまとめる。
- 自動走行地図の実用化（高速道路地図を来年度に実用化、一般道路地図の整備方針を来年度に策定等）や自動走行等の社会実装に寄与する5Gの取組の推進（2020年までにサービス開始）、車載セキュリティの確保（安全性評価の仕組み作り等の工程表を本年度中に策定）などに向けた取組を戦略的に進める。

②健康・医療・介護

- i) オンライン資格確認の仕組み、データ利活用基盤の構築
- 医療保険の被保険者番号について、従来の世帯単位を個人単位化し、マイナンバー制度のインフラを活用して、転職・退職等で加入する保険者が変わっても個人単位で資格情報等のデータを一元的に管理する仕組みについて検討し、オンライン資格確認の2020年からの本格運用を目指す。また、こうした基盤の活用も含めて、医療等分野における情報連携の識別子（ID）の在り方について引き続き検討し、来年夏を目途に結論を得る。
- さらに、最適な健康管理・診療・ケアを提供するための「全国保健医療情報ネットワーク」について、連携すべき情報の種類や情報管理等の課題の検討を行いつつ、今年度の実証事業も踏まえ、来年夏を目途に工程表を示すとともに、健康・医療・介護のビッグデータを連結・分析するための「保

「健医療データプラットフォーム」について、来年度から詳細なシステム設計に着手する。これらによりデータ利活用基盤の2020年度からの本格稼働を目指す。

ii) 遠隔診療等

- 対面診療と適切に組み合わせることにより効果的・効率的な医療の提供に資する遠隔診療について、2018年度の診療報酬改定において、新たに評価を設ける。あわせて、安全で効果的・効率的な遠隔診療の普及のため、国民に向けた「遠隔診療の基本的な考え方」、具体的なユースケース、遠隔診療の適用に必要な受診期間や患者との合意形成の在り方等必要なルールを包含するガイドラインを整備する。これらを一貫性の確保されたパッケージとして今年度内に取りまとめ、公表する。
- 遠隔での服薬指導について、遠隔診療の推進と併せて進めるニーズへの対応、安全性の確保の観点から、国家戦略特区の実証等を踏まえて、検討する。

iii) 自立支援介護の促進、介護のICT化、ロボット・センサーの活用

- 一定の効果が認められた自立支援について、2018年度の介護報酬改定において、ストラクチャー・プロセス評価をアウトカム評価に組み合わせ²⁰、適切に評価する。
- 介護現場でのロボット・センサー等の活用に関して、夜間における見守り業務など、利用者の生活の質の維持・向上と介護者の負担軽減に資する効果が認められたものについて、2018年度の介護報酬改定の際に、介護報酬や人員・設備基準の見直し等の制度上の対応を行う。
- ICT等の技術革新を活用して現場の生産性を上げながら、質が高く、効率的な介護サービス提供を可能とするシステムを2020年に構築することを目指す。また、それに資するように介護サービス事業所に対して国及び自治体が求める帳票等の実態把握と当面の見直しを来年度中に実施するとともに、その後、事業所が独自に作成する文書も含めた更なる見直しを進め、帳票等の文書量の半減に取り組む。さらに、ICTの標準仕様の作成に向けた取組を来年度より実施する。

²⁰ サービスの質を踏まえた介護報酬については、次の3つの視点に分類でき、①ストラクチャーは、人的配置等の構造、②プロセスは、事業者と利用者間の相互作用等の過程、③アウトカムは、サービスによりもたらされた利用者の状態変化等の結果を評価することをいう。

③金融・商取引分野

- I T 技術の進展等の環境変化により、従来金融機関が担ってきた金融機能の一部への特化や、複数の金融・非金融サービスを統合して提供する動きが広がるなど、商流と一体となって金融システムを取り巻く環境が大きく変化しつつあることを踏まえ、金融商取引関連法制について、イノベーションの促進と利用者保護のバランスをとりつつ、現在の業態別の法体系を機能別・横断的なものにするための検討に、2017 年度中に各省庁連携して着手する。あわせて、利用者利便の向上や企業の成長力強化、キャッシュレス社会の実現に向けて、FinTech の活用を促進するための方策についても検討を進める。

④建設分野

- i-Constructionについて、2019 年度までに橋梁・トンネル・ダム工事や維持管理、建築分野を含む全てのプロセスに対象を拡大するとともに、中小事業者や自治体への適用拡大を目指して 3 次元データの活用や I C T 導入を強力に支援する。また、A I 活用・ロボット導入等により施工管理や点検・災害対応の高度化等を推進し、実用段階前の新技術の現場での実証を進める。
- 急速に進むインフラ老朽化に対応するため、予防保全等の計画的なメンテナンスや社会资本情報プラットフォームの構築を着実に進める。また、産学官民が一体となったインフラメンテナンス国民会議を中心に点検・診断の新技術の導入等を進め、メンテナンス産業の生産性を向上させる。
- 建設技能者の就業履歴等を蓄積する建設キャリアアップシステムの来年秋の構築等により、現場管理や書類作成・人材育成の効率化、技能や経験が適正に評価される環境整備を行う。
- 地域単位での発注見通しの統合・公表を今年度中に全国展開すること等を通じ工事発注時期の平準化を進めるとともに、建設業法による現場技術者配置要件の合理化の検討を今年度中に開始し、来年度内に結論を得る。

⑤運輸分野

- 着荷主等のトラック予約受付システムの導入・運送事業者への開放や機械荷役への転換促進等を通じ、荷待ち・荷役時間を削減する。

- タクシーのダイナミックプライシング²¹の仕組みの一環として、変動迎車料金の導入に向けた実証実験・運用方針の整備（来年度中）等の検討を進める。
- 自動車運送事業者に対する大口・多頻度割引の拡充を継続するとともに、トラック運送の運賃と料金の区別を明確化するため改正した標準貨物自動車運送約款等について、荷主や運送事業者に対して周知徹底を行う。また、トラック、バス、タクシーの働き方改革と生産性向上を更に推進するための方策について来年春頃までに策定・公表する。
- 小型無人機（ドローン）について、来年に山間部等における荷物配送を実施し、2020 年代には都市でも安全な荷物配送を本格化すべく、補助者を配置しない目視外飛行や第三者上空飛行など高度な飛行を可能とする技術開発や制度的対応を進める。また、「福島ロボットテストフィールド」の活用を含め、ドローンの産業利用の拡大に向けた取組を推進する。
- 国際海上コンテナ物流の生産性向上を図るため、荷役機械の遠隔操作化に必要な基準類を今年度中に整備するとともに、A I 等の活用により、ターミナル運営全体を効率化・最適化して世界最高水準の生産性を有する「A I ターミナル」の実現に向けた具体的な目標と工程を来年度中に策定、公表する。
- 船舶の開発・建造から運航に至る全てのフェーズに I C T を導入し、A I 等を活用した革新的な技術開発の支援等により我が国の造船・海運の生産性を向上させる i-Shipping を推進する。

⑥農林水産分野

- 林業の成長産業化を進めるため、規制改革推進会議第2次答申（平成 29 年 11 月 29 日決定）及び農林水産業・地域の活力創造プラン（平成 29 年 12 月 8 日改訂。以下、「活力創造プラン」という。）を踏まえ、意欲と能力のある林業経営体に経営を集積・集約化する新たな森林管理システムの整備等のための法案を次期通常国会に提出するとともに、マーケットインの発想に基づくサプライチェーンの再構築、国有林への民間活力の導入等の課題について、検討を進め、さらに、来年春までに林業の具体的な成長の目標とその実現に向けた工程表を定めて施策を実施する。これにより、地方創生や地域経済の活性化を推進する。
- 生産者の所得向上と消費者ニーズへの対応を実現するため、活力創造プラ

²¹ 時間・曜日等による需給状況に応じて、料金を変動させる方法。

ンを踏まえ、食品流通の多様化が進む中、時代の変化に即した流通構造を確立するため、物流の効率化や情報通信技術の導入など合理化を進めるとともに、公正な取引の場である卸売市場については、多様化している流通の実態を踏まえて規制を見直し、各市場の実態に応じた創意工夫を促すための法案を次期通常国会に提出する。

- 新たな農地利用のニーズに対応するため、活力創造プランを踏まえ、底地を全面コンクリート張りした農業用ハウス等の農地法上の取扱いを見直すとともに、相続未登記農地等の農業上の利用を促進するための法案を次期通常国会に提出する。
- 水産業の成長産業化等を進めるため、活力創造プランを踏まえ、国際的にみて遜色のない科学的・効果的な資源の評価方法及び管理方法の確立、競争力のある水産物流通構造の確立、漁業の担い手の確保や漁業への投資の充実のための環境整備等の課題に対応する施策について、関連する法制度の在り方を含めて検討し、来年までに具体化する。
- スマート農林水産業を実現し、バリューチェーン全体で生産性を高めるため、農業データ連携基盤（本年中に立ち上げ、2019年に本格稼働）を活用した生産から消費までのビッグデータ化、林業・木材産業全体での情報共有による生産・流通の最適化、AIによる漁場形成予測や魚介類の探査・選別、ロボットによる食品の生産・調理の自動化等、あらゆる分野でのAI、IOT、ビッグデータ、ロボット・ドローン等の最先端技術の開発・実装を強力に推進する。

⑦観光・スポーツ・文化芸術

- 旅行業における旅行者の安全性向上のための情報の一元管理システムの開発に今年度中に着手する。また、宿泊業におけるICT技術の活用、観光MBAの開学等を通じた人材の育成・活用、多言語音声翻訳技術の活用、クルーズ船の受入環境改善、自然公園におけるICT技術の活用を図るなど、「明日の日本を支える観光ビジョン」に基づき、生産性向上に向けた取組等を実施する。
- 民間の主体的な参画によるスタジアム・アリーナの持続的な運営に当たつての課題・解決策を本年度中に取りまとめ、民間参入を促す。
- スポーツ経営人材の育成・活用について、学位（スポーツMBA）の創設も見据えた教育機関の設立に向けて必要とされる人材像や教育カリキュラムについて検討し、本年度内に方向性を示すとともに、育成体制の在り方を来年度中にまとめる。

- 文化芸術産業の経済規模（文化GDP）及び文化芸術資源の活用による経済波及効果を拡大する。このため、文化庁の機能強化を図りつつ、人材の育成・確保、文化財の更なる公開・活用や保護制度の見直し、地域文化資源の機能や国際発信力の強化等により、新たな価値を創出する「稼ぐ文化」に向けた基盤を整備する。

（3）イノベーション促進基盤の抜本的強化

①Society 5.0 の本格実装に向けた戦略的イノベーションの推進

- Society 5.0 推進の省庁横断的プロジェクトである戦略的イノベーション創造プログラム（SIP）の取組などの官民連携で生産性向上に効果の高い研究開発とその社会実装を着実に推進するとともに、各省庁における同様の取組を促すため、新たに創設される官民研究開発投資拡大プログラム（PRISM）等により、AI、量子コンピュータ等の技術基盤の構築を開発利用に係る国際動向に留意しつつ推進する。また、一連のシステムの国際的な実装も視野にいれ、国際標準化、関連規制の緩和等の制度面の改革をプロジェクト計画当初よりビルトインする。我が国の研究力や企業の生産性向上に資する大型放射光施設、スーパーコンピュータ等最先端の大型研究施設の产学研官共用を推進する。
- Society 5.0に向けて新たな技術等の社会実装を促進するため、産業革新機構について、政策的ガバナンスを確保しつつ機動的な投資を可能とする等、リスクマネー供給機能を強化することとし、必要な法案を次期通常国会に提出する。

②若手研究者の活躍促進

- 国立大学及び若手研究者一人当たりの研究費と研究成果を見る化した上で、科研費の種目・枠組みについて本年度から能力のある若手研究者が研究費を獲得しやすくなる等の改革を進める。また、各大学が可能な限り若手教員に研究費を重点配分することを促すインセンティブシステムの導入を検討する。
- エフォート管理や業績の評価及び待遇への反映等の基本原則の設定、クロスアポイントメントや年俸制の導入、自ら外部研究費を獲得する力を身につけるべきシニアから今後活躍が期待される若手への本務教員ポストの振替や、シニア教員の流動性の向上等メリハリある待遇を含め多様なキャリアパスを踏まえた仕組みなど、人事給与マネジメントシステムの改革の在り方について検討を進める。

- 意欲と能力のある若手研究者に留学機会を付与する措置を拡充するとともに、海外大学との共同学位が取得できる国際教育連携を促進し、また海外の博士号の取得と帰国後の活躍の場が確保されるようなシステム改革について来年度中に検討する。

③大学のイノベーション拠点化

- 指定国立大学の一部で始まっている学長を統括補佐する副学長（プロボスト）の設置を促進しつつ、外部人材の経営層への登用を含め、トップのリーダーシップがより発揮でき、経営力が向上する最適な経営と教学の役割分担を促進する仕組みについて所要の改革を進める。
- 法人複数大学化等の組織再編を含め、イノベーションを軸とした国公私立の枠を超えた大学の連携や統合・機能分担の在り方について来年度中までに成案を得て、所要の改革を進める。
- 大学及び国立研究開発法人等に対して自助努力による多様な資金獲得を促し、大学等への寄附を促進する観点から、評価性資産の寄附に係る非課税要件の緩和等について検討する。

④官民資金のイノベーションの促進

- 公共事業分野等における既存事業において、先進技術の積極的な導入等を促進することにより、科学技術イノベーション転換を図る取組を来年度から実施する。公共調達分野においてもベンチャー活用等を促進するため、具体的な課題の設定、研究開発から調達、事業化までのステップアップの仕組み構築などを念頭においたガイドラインを来年度中に策定する。
- 「产学研官連携による共同研究強化のためのガイドライン」の内容を着実に実行しオープンイノベーションを推進する。また、产学研連携の実績に応じた資金配分、官民協同した研究課題コンペティションやアワード型制度など、民間の研究開発投資を呼び込む新しい研究開発支援手法の検討や公募型研究開発資金の基金化に取り組む。これらにより、国の研究開発資金の効果的活用を図るとともに、400兆円を超える民間留保資金をイノベーションへの投資へと誘導する。また、地域ごとの产学研官金連携・ベンチャー支援の仕組みを構築するとともに、出資可能研究開発法人の拡大や、大学・研究開発法人によるベンチャー支援に伴う株式・新株予約権の取得・長期保有を可能とする。
- S I P や挑戦的かつハイインパクトな研究開発である ImPACT 等の好事例について、国立研究開発法人・大学での研究継続、成果の企業への譲渡、

ベンチャーによる事業化等の促進に取り組み、出口戦略を構築する。

⑤国際技術標準の獲得

- 民間の国際標準化活動やルール形成への支援を拡充するとともに、司令塔機能（政府CSO（Chief Standardization Officer）等）の在り方の検討を含め、官民の連携体制を強化し、重要分野の国際標準化、規制や政府調達との連携、標準化人材の育成を戦略的に進める。また、日本工業規格（JIS）のサービス分野への拡大を図る工業標準化法改正案を次期通常国会に提出する。

⑥イノベーション政策の一体的推進

- 基礎研究から応用/実証研究、創業や社会実装、グローバル市場獲得に至るまで一貫した政策を構築するため、これまでIT、海洋、宇宙、健康・医療などの分野毎や技術開発、知財、標準制度、規制関連など段階毎に構築されてきたイノベーション関連政策を一体的に構築し、エビデンスベースの整合的な科学的政策形成を行うこととし、各省庁の関連データを3年以内に連結する。このため、総合科学技術・イノベーション会議が他の関連する政府内の各種司令塔機能と連携して、今後3年間の「生産性革命・集中投資期間」中の取組に関するKPI・工程表を策定し、推進する。

（4）Society 5.0 のインフラ整備

①通信インフラの強化

i) 電波制度改革

- 以下の取組を始めとして、規制改革推進会議第2次答申（平成29年11月29日決定）で示された実施事項を着実に実施する。
 - ・ 電波の割当てや利用状況の見える化の方策として、通信の傍受、妨害等により各業務に支障が生じるおそれがないよう考慮しつつ、公共用周波数の割当状況の積極的な公表や、官民の電波の利用状況に関する効果的な調査を行う。また、周波数帯域の確保に向けた対応として、新たな周波数ニーズに対応した周波数確保目標の設定を行う。
 - ・ 携帯電話事業者が策定する特定基地局の開設計画の認定期間終了後を含め、十分に有効利用されていない周波数帯域の返上等を円滑に行うための仕組みの構築や、周波数移行を促す終了促進措置などのインセンティブの拡充・創設を行うこととし、これらのために必要な法案を来年度中に提出する。また、公共部門において、関係省庁及び関係機関が共同利用できる「公共安全LTE」や、公共部門間の周波数、システムの共

用化の検討を行うとともに、民間部門においては、放送事業の未来像を見据えて、放送用に割り当てられている周波数の有効活用などにつき検討を行う。

- ・周波数の割当手法を抜本的に見直し、新たに割り当てる周波数帯の経済的価値を踏まえた金額（周波数移行等に要する費用を含む。）を競願手続にて申請し、これを含む複数の項目（人口カバー率、技術的能力等）を総合的に評価して割当を決定する方式を導入するための法案を来年度中に提出することとし、そのための検討を行う。この新たな方式による収入は、周波数移行の促進や Society 5.0 の実現等のために活用することとし、そのための方策の検討を行う。
- ・電波の経済的価値も踏まえた電波利用料全体についての一層の適正化のため、電波の利用状況に即して電波利用料の算定における特性係数や帯域区分等の見直しを行うほか、国等が免許人の公用無線局のうち、有効に利用されていないものからの電波利用料徴収や、周波数の有効利用に資する電波利用状況調査（発射状況調査を含む。）や周波数移行の促進など電波利用料の使途の見直しを行うこととし、これらのために必要な法案を平成 30 年度中に提出する。さらに、国民共有の財産である電波を利用している免許人に対して経済的価値に基づく負担を求めるについて検討を行う。

ii) 第 5 世代移動通信システム（5 G）の実現・活用

- 超高速・大容量・多数接続・超低遅延の通信を可能とする 5 Gについて、2020 年を目途に、世界に先駆けて実現し、自動走行などの具体的な用途を開拓しつつ、地方への普及展開を一気に進める。

iii) 大容量国際通信インフラの整備

- 大学等と共同研究に取り組む民間企業への学術情報ネットワークの活用を促進するとともに、増加するデータ通信量を踏まえて、逼迫回線の増強の必要性について検討する。

②データ共有・連携基盤の構築

i) 官民データの共有・連携の促進等

- 官民データ活用推進戦略会議・官民データ活用推進基本計画実行委員会を司令塔として、行政保有データの棚卸しの徹底、官民ラウンドテーブルを通じた継続的な対話や地方公共団体のオープンデータ化への取組への支援の強化を通じ、高い民間ニーズのある官データの公開に向けた政府横断

的な取組を今年度から開始する。また、こうした行政保有データのオープン化とともに、「証拠に基づく政策立案（EBPM: Evidence-based Policymaking）」を推進する。

- 「Connected Industries 東京イニシアティブ 2017」を踏まえ、協調領域のデータ共有を行う民間事業者の取組への認定制度や、行政に対するデータ提供要請制度等を創設するための法案を次期通常国会に提出する。また、個人の関与の下でパーソナルデータの流通・活用を促進するため、「情報銀行」の認証指針を今年度内に策定する。
- サイバーセキュリティ対策が講じられたデータ連携・高度利活用を行い、新たな付加価値の創出を図る取組について、必要となる情報システム、センサー、ロボット等のIoT設備等への投資に対する支援を行う。
- 準天頂衛星システムの7機体制の確立や利用拡大及びG空間情報センターの機能強化、宇宙から得られる各種データ活用等により、自動走行や自動農耕、林業分野でのリモートセンシング、災害避難支援を始めとする「G空間プロジェクト」を強力に推進する。また、G空間データに関わる様々な官民データを集約して、2次、3次利用を促す公的な組織の在り方を検討するとともに、「G空間プロジェクト」を推進するための政府の司令塔機能の強化及び体制整備について早急に検討を行う。
- ビッグデータを活用した新規ビジネスの進展を促進するため、著作権法における柔軟な権利制限規定の整備、及び不正競争防止法におけるデータの不正な取得・使用・提供に対する救済措置の創設のための法案を、それぞれ次期通常国会に提出する。

ii) データ連結を促す共通語彙基盤の形成・共通市場創設

- 国・自治体の各行政機関や企業等の民間機関の間で散在するデータをすべて連携することを目指し、「横断的分野」（位置、時間等）と「固有分野」（農業、インフラ等）双方について、データ標準や共通語彙基盤（IMI）の横断的なデータ活用を推進するための基盤を3年以内に整備することとし、そのためのシステム開発を開始する。並行して米国、欧州のデータ連携基盤とのデータ連携を検討し、日米欧10億人のデータ共通市場を創設することを目指す。

③サイバーセキュリティ対策の強化

- 2020年のオリンピック・パラリンピック東京大会に向けて、国の行政機関、重要インフラ事業者、サイバー関連事業者等の多様な主体が相互に連

携を図り、直面するサイバー攻撃に関する情報を戦略的かつ迅速に共有するための体制を構築するため必要な法的整備を速やかに行う。これに加えて、I・Tセキュリティ強化の観点から、本年度中に、実態把握、対策の実施・周知等の取組を推進する官民連携の枠組みを構築して、ボット（I・T機器を外部から遠隔操作するための不正プログラム）の撲滅を推進していく。

- 産業界におけるサイバーセキュリティ対策の中核を担う人材、I・Tを支えるネットワークの運用・管理を担う人材、セキュリティやオープンデータの推進を担う人材等の育成を強化する。
- 中小企業のサイバーセキュリティ対策を進めるため、セキュリティが確保されたクラウド型サービスの利用促進や、ガイドライン等を通じた中小企業の自主的な取組を強力に促す。

④社会資本整備

- 大都市圏環状道路等の高規格幹線道路、整備新幹線、リニア中央新幹線等の高速交通ネットワーク、国際拠点空港、国際コンテナ・バルク戦略港湾等の日本経済の生産性を上昇させるインフラを集中的に整備する。
- 人口減少に伴う給水量・処理水量の減少や施設老朽化の課題に直面している上下水道事業において、PPP／PFIの導入を加速するため、先進的な取組を行う意欲のある自治体を速やかに公募し、運営実績を有する民間事業者等による事業診断を行うモデル事業を実施する。
- 所有者不明土地、空き地等の利活用の促進及び新たな発生の抑制を図るため、所有者不明土地の利活用を円滑化する仕組みや散在する空き地等の集約再編を促進する仕組みの創設等を内容とする法案を次期通常国会に提出する。

⑤大胆な省エネ・再エネ投資の促進等

- 地球温暖化対策と経済成長を両立させる観点から、2030年度の温室効果ガス排出にかかる26%削減目標、エネルギー・ミックス実現に向け、複数事業者が連携した取組、省エネノウハウを有する民間企業による中小企業の省エネ支援、コスト低減に向けた再エネ技術開発、地域の資源を活かした再エネ供給等を推進する等、予算・法律等の施策を講じ、省エネ投資・再エネ導入を最大限進める。
- 資源効率性の向上に向け、都市鉱山からの金属回収等資源循環を加速するための循環型社会形成推進基本計画の改定を来年前半に行う。

(5) 成長分野への人材移動と多様で柔軟なワークスタイルの促進

①個人の力を引き出す雇用・教育環境の整備

- 労働移動支援助成金（「雇用保険二事業」）等について、人材のキャリアアップ・キャリアチェンジを後押しすることに重点化して再構築する。また、年齢、就業年数、役職等の節目におけるキャリアコンサルティングの活用や中高年の再就職支援等を推進する。あわせて、転職・再就職が不利にならない柔軟な労働市場を確立するため、「年齢にかかわりない多様な選考・採用機会の拡大のための指針」を年度内に策定する。
- 社会人が各ライフステージで実効性のある学び直しを行うことができるよう、公的職業訓練（「雇用保険二事業」等）や教育訓練給付（雇用保険の「失業等給付」）により支援する。
 - ・ IT業界にとどまらずITを活用する幅広い産業の人材が基礎的なIT・データスキルを標準的に装備するため、公的職業訓練や一般教育訓練給付の充実を図る。
 - ・ 技術革新等に伴って新たに求められる専門的・実践的なスキルの習得を支援するため、専門実践教育訓練給付について、専門職大学等の教育課程を給付の対象とするほか、大学が提供する「職業実践力育成プログラム」、専修学校が提供する「職業実践専門課程」、IT・データ分野を中心とした「第四次産業革命スキル習得講座認定制度」等と連携して、対象講座の拡大を図る。
- プロジェクトマネージャーのマンツーマン指導による事業化・起業支援の人材育成プログラムの創設や、独創的な技術課題への挑戦に対する支援を通じて、イノベーションの担い手となる突き抜けた人材の育成や活用を強化する。
- 大学等において、産業界のニーズを継続的に把握しながら、企業の実際の課題やデータ等を用いた実践的な教育を行うことを推進するため、産業界と教育界による「官民コンソーシアム」の取組を本年度内に開始する。
- 学科縦割りの打破、学部・大学院の一貫制教育システムの促進など工学系教育改革を進めるため、本年度内を目途に大学設置基準の改正等を行う。
- 新小学校学習指導要領が全面実施となる2020年度から、全ての小学校でプログラミング教育が効果的に実施できるよう、「未来の学びコンソーシアム」による児童が用いる教材の開発促進、外部人材活用の体制の整備等を来年度本格化させ、2019年度当初から全国の学校等において教材の選

定や教員の研修等を行えるようにするとともに、それぞれの地域において児童がプログラミングを継続的・発展的に学ぶことができる環境づくりを進める。

- A I ・ ビッグデータ等を用いる新たな教育サービス（EdTech）を活用し、多様なニーズに応じた個人の能力強化・開発を促進するため、実証事業を通じた効果検証に基づく EdTech 導入ガイドライン整備等を行う。

②多様で柔軟なワークスタイルの促進

- テレワークについて、長時間労働の防止や適切なセキュリティ対策を図りつつ、その普及を図るため、本年度中にガイドラインを改定し、周知を図るとともに、テレワークによる生産性向上の効果について実証的に分析し、その結果をもとに、経営層の意識改革を図る。
- フリーランスやクラウドソーシングなどの雇用関係によらない働き方について、実態や課題の把握等に取り組み、その結果を踏まえつつ、来年度から、労働政策審議会等において、法的保護の必要性を含めた中長期的な検討を進める。
- 労働者が一つの企業に依存することなく主体的に自身のキャリアを形成することを支援する観点から、副業・兼業を促進する。このため、モデル就業規則の改定やガイドラインの策定を本年度内に行うとともに、働き方の変化等を踏まえた実効性のある労働時間管理の在り方や労災補償の在り方等について、労働者の健康確保に留意しつつ、労働政策審議会等において検討を進める。

③解雇無効時の金銭救済制度の検討

- 解雇無効時の金銭救済制度について、「透明かつ公正な労働紛争解決システム等の在り方に関する検討会」の検討結果を踏まえ、可能な限り速やかに、労働政策審議会において法技術的な論点についての専門的な検討に着手し、同審議会の最終的な結論を得て、所要の制度的措置を講じる。

（6）ベンチャー支援強化

- 今年度中に Startup Japan（仮称）を開始し、①グローバルに勝てるベンチャー企業を選定して集中支援を行うとともに、②量産化に向けた設計・試作の試行錯誤ができる場の提供や、③海外展開支援を行う。また、④海外ベンチャーの国内への呼び込みを強化する。
- イノベーションの起点となる新たなチャレンジを活性化するため、産業革

新機構の機能強化等を通じ、ベンチャー企業等オープンイノベーションへの成長資金の供給を強化する。官民ファンドの統合や連携強化によって業務の効率化を図りつつ、ベンチャーが各ステージで抱える課題の解決を支援する体制を整備する。

- ベンチャー企業の特許について、原則 1か月以内に 1次審査結果を通知できる（「スーパー早期審査」）体制を来年度中に整える。
- ベンチャ一起業家となり得る我が国の突き抜けたイノベーターの育成や活用を強化するとともに、外国人起業家の更なる受入れ拡大に向けて、起業に向けた準備のため最長 1年間の在留期間を付与する等の入国管理制度上の措置を講じるとともに、起業活動実施状況の確認、相談体制の構築等の管理・支援施策を実施するなど、起業活動を支援する「スタートアップ・プログラム（仮称）」を来年度中に開始する。

（7）行政からの生産性革命

①デジタル・ガバメントの推進

- 行政内部の業務プロセス等の徹底的な見直しによる官民双方の生産性向上を図るため、行政手続そのものの見直しや行政手続コストの 20%以上の削減（2020 年 3 月までに実現）と並行して、年内に政府横断的な「デジタル・ガバメント実行計画」を取りまとめる。
- マイナンバー制度を活用した情報連携、法人インフォメーションの充実、セキュリティレベルに応じた本人確認手続の簡素化、添付書類の削減、電子調達やシステムの利便性向上と徹底活用に取り組む。また、来年度中に中小企業向け補助金申請のシステム化を進める。
- 技術の進展に応じた迅速なサービス提供を実現するため、サービスデザイン思考による分野横断的な業務プロセスの見直しや IT システム改革を推進するチームを政府部内に速やかに設置する。また、アジャイル（短期間で実装と改善を繰り返すシステム開発手法）等の新たな開発手法への対応や最新技術の迅速かつ適時の導入等によって、サービスレベルの向上及び費用の適正化を実現するため、システム調達の在り方についての見直しに着手する。

②マイナンバーカードの利活用推進

- マイナンバーカードを活用した医療保険のオンライン資格確認（2018 年度から段階的運用開始、2020 年度から本格運用）、マイナポータルを活用した官民のワンストップ・オンラインサービス（子育て分野では今年度に

開始、その他のライフィベントに係るサービスは来年度から可能なものから順次開始)の実現・拡充、マイキープラットフォームを活用した地域経済応援ポイント(本年度から開始)の導入促進など、国民生活上の利便性を実感できる形で、本年3月に取りまとめたマイナンバーカード利活用推進ロードマップに盛り込まれた施策の着実な具体化を進める。

③法人設立手続オンライン・ワンストップ化

- 世界最高水準の起業環境を目指して、法人設立に関して、利用者が全手続きをオンライン・ワンストップで処理できるようにするために、以下の事項に関する具体策と実現に向けた工程について今年度末までに成案を得る。
 - i)オンラインによる法人設立登記の 24 時間以内の処理の実現及び世界最高水準の適正迅速処理を目指した業務の徹底的な電子化
 - ii)法人設立における印鑑届出の義務の廃止
 - iii)電子定款に関する株式会社の原始定款の認証の在り方を含めた合理化
 - iv)法人設立手続のオンライン化とマイナポータルを活用したワンストップサービスの提供

(8) 海外の成長市場の取り込み

- 11か国によるTPP協定の発効に取り組み、参加国・地域の拡大の議論を進める。本年7月に大枠合意した日EU・EPAの早期署名・発効に努める。質の高いRCEPを目指し交渉を進めるとともに、日中韓FTAなどの経済連携交渉を、戦略的かつスピード感を持って推進する。
- 「新輸出大国コンソーシアム」や、ODAを活用した官民連携等を通じ、中堅・中小企業の海外展開に対する支援策を実施する。
- 「インフラシステム輸出戦略」(以下「輸出戦略」)に基づき、引き続きトップセールスを推進し、政策支援ツールを一層有効活用する。既に策定された電力、鉄道、情報通信の3分野の戦略に加え、医療、港湾、空港、環境等の分野について、次期「輸出戦略」改訂までに海外展開戦略を策定する。

以上の各施策について、必要な予算・税制上の措置、制度改正を行い、実施状況を検証しつつ、必要な事項について来年夏を目途に更なる具体化を図る。

第4章 現下の追加的財政需要への対応

年末に向けて、追加的財政需要に適切に対処するため、平成29年度補正予算を編成する。その際、「生産性革命」に向けて、特に生産性の低い業種や中堅・中小企業・小規模事業者に対して集中的な支援を図るため、ものづくり・商業・サービス経営力の向上やIT導入の支援等を行うとともに、研究開発の促進のための戦略的イノベーション創造プログラムの取組等を着実に実行する。「人づくり革命」のうち、「子育て安心プラン」の前倒し実施のための保育所等の整備の支援の措置等を講じる。また、先般の九州北部豪雨などの大規模災害の発生を踏まえ、災害復旧等の措置を講じるとともに、防災・減災対策に万全を期す。加えて、先月下旬に改訂された「総合的なTPP等関連政策大綱」に基づき、日EU経済連携協定などに備えた体质強化に向け、農林水産業の強化策等の措置を講じる。